第九十九条の二第四項第二号ハ及びニ中「第百十七条の二の二第十一号」を「第百十七条の二の二第十二号」に改める。

第百一条の三第一項中「及び第二項に」を「から第三項までに」に改め、同項ただし書中「及び第二項並びに」を「から第三項まで及び」に改める。

第百一条の四第二項中「以内に」の下に「第百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出した場合その他認知機能検査等を受ける必要がないものとして内閣府令で定める場合を除き、当該期間内に」を加え、「が行つた認知機能検査」を「又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた認知機能検査等」に改め、同項後段を削り、同条第三項第二号中「もの」の下に「（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものを除く。）」を加え、「前項」を「第二項」に、「認知機能検査」を「認知機能検査等」に改め、同項に次の一号を加える。

三　免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものに限る。）

前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に同項の規定により運転技能検査等を受けていなければならない旨、当該運転技能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該運転技能検査等に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

第百一条の四中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3　前二項に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて、普通自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況を勘案して普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当するものに限る。）は、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた運転技能検査等を受けていなければならない。

4　公安委員会は、前項の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が普通自動車等を運転することが支障があることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものに対し、第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定にかかわらず、免許証の更新をしないことができる。

第百一条の七第一項中「より認知機能検査」を「より認知機能検査等」に改め、同条第三項中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に改め、同条第四項中「より認知機能検査」を「より認知機能検査等」に、「当該認知機能検査」を「当該認知機能検査等」に、「おいて受けた認知機能検査」を「おいて」に改め、「同項の規定により受けた認知機能検査の結果に基づいて」を削る。

第百二条第一項中「より認知機能検査」を「より認知機能検査等」に、「当該認知機能検査」を「当該認知機能検査等」に改め、同項第一号中「第三項」を「第四項」に改め、「診断書」の下に「（同項に規定する診断書にあつては、その者が同号に該当するかどうかを診断したものに限る。）」を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項及び第三項中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に改め、同条第四項中「行う」を「行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずる」に改め、同条第七項ただし書を削る。

第六章第五節中第百二条の二の次に次の一条を加える。

（基準該当若年運転者の受講義務）

第百二条の三　特例取得免許（第八十八条第一項第一号の規定により十九歳から大型免許を受けることができる者に該当して受けた大型免許若しくは十九歳から中型免許を受けることができる者に該当して受けた中型免許又は第九十六条第五項第一号若しくは第二号の規定により十九歳から第二種免許の運転免許試験を受けることができる者に該当して受けた第二種免許をいい、政令で定めるものを除く。以下同じ。）を現に受けている者であつて、特例取得免許を最初に受けた日から二十一歳に達するまでの間（特例取得免許を受けていない期間及び二十歳に達した日以後特例取得免許のうち中型免許のみを受けている期間を除く。以下「若年運転者期間」という。）に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が政令で定める基準に該当することとなつたもの（第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が第百四条の二の四第二項の政令で定める基準に該当することとなつた者を除く。以下「基準該当若年運転者」という。）が、第百八条の三の三の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（講習を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由がある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月を超えることとなるまでの間に同号に掲げる講習を受けなければならない。

第百三条第一項ただし書中「前条」を「第百二条の二」に改め、同項第三号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条第二項第三号中「又は第三号」を「、第三号又は第六号」に改め、同条第四項中「前条」を「第百二条の二」に改める。

第百三条の二第一項第二号中「若しくは第三号」を「、第三号若しくは第六号」に改める。

第百四条の二の三第一項中「同条第一項から第三項まで」を「これら」に改め、同条第三項中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に、「第三項まで」を「第四項まで」に改め、同条第四項中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に改め、同条第五項中「前条」を「第百二条の二」に、「認知機能検査」を「認知機能検査等」に、「第三項まで」を「第四項まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（若年運転者期間に係る取消し）

第百四条の二の四　第百八条の三の三の規定による通知を受けた者が第百二条の三の規定に違反して講習を受けないと認めるときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者が受けている特例取得免許（自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が同条の政令で定める基準に該当することとなつた時点において二十歳に達している者にあつては、中型免許を除く。）を取り消さなければならない。

2　第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習を終了した者が当該講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が政令で定める基準に該当することとなつたときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者が受けている特例取得免許（当該行為が当該基準に該当することとなつた時点において二十歳に達している者にあつては、中型免許を除く。）を取り消さなければならない。

3　公安委員会は、前二項の規定により特例取得免許を取り消そうとする場合において、当該処分に係る者がその住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に関する第六項本文において準用する第百四条の意見の聴取を終了している場合を除き、速やかに現にその者の住所地を管轄する公安委員会に内閣府令で定める処分移送通知書を送付しなければならない。

4　前項の処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、第百八条の三の三の規定による通知を受けた者が第百二条の三の規定に違反して講習を受けないと認めるとき又は第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習を終了した者が当該講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が第二項の政令で定める基準に該当することとなつたときは、その者が受けている特例取得免許（第一項又は第二項に規定する時点において二十歳に達している者にあつては、中型免許を除く。）を取り消さなければならない。この場合において、処分移送通知書を送付した公安委員会は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者の特例取得免許を取り消すことができない。